

はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会傍聴要領

（趣旨）

第1条 この要領は、はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴手続）

第2条 傍聴者は、会議の開催時刻までに、傍聴者受付簿に自己の住所及び氏名を記入したうえ、事務局の指示に従い会場に入場するものとする。

2 前項の受付は、定員になり次第終了する。

3 傍聴者には、原則として協議会委員に配付するものと同じ会議資料を配付するものとする。ただし、協議会で公開すべきでないとする事項の審議のための資料及び法令集等、大量に準備できないことが相当と認められるもの等についてはこの限りでない。

（報道機関の特例）

第3条 報道機関の傍聴については、必要に応じて記者席を設けるものとする。

2 報道機関から取材等の申入れがある場合は、会場内の写真撮影、録画及び録音を認めるものとする。ただし、その方法等については事務局の指示に従わなければならない。

（傍聴席以外の場所への入場禁止）

第4条 傍聴者は、傍聴席以外の場所に入ることができない。

（傍聴席に入ってはならない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ってはならない。

(1) 銃器その他他人に危害を加える恐れのある物を携帯している者。

(2) 酒気を帯びていると認められる者。

(3) はち巻き、たすきの類いを着用する等、通常の服装をしていない者。

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類いを携帯している者。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類いを携帯している者。

(6) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者。

(傍聴者が守らなければならない事項)

第6条 傍聴者は、傍聴席においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、たすきの類いを着用する等、示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類いを着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りではない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 議長又は事務局の指示に従うこと。
- (8) 携帯電話は電源を切ること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴者は、いかなる方法でも、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第8条 事務局は、傍聴者がこの要領に違反したときは、傍聴者を制止し、命令に従わないときは、退場させることができる。

2 傍聴者は、会議が非公開とされたとき、又は退場を命ぜられたときは、事務局の指示により、速やかに退場しなければならない。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、傍聴者は議長及び事務局の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成29年6月20日から施行する。